

「消費税 課否判定」入門編（第1回）

CONTENTS

第1章 消費税の概要

テーマ1 消費税とは 2

■消費税は一言でいえば買い物税

テーマ2 内国消費税とは 4

■内国消費税とは日本で課税される消費税

テーマ3 納税の仕組み（国内取引） 6

■消費税を負担するのは消費者

第2章 課税の対象

テーマ1 課税の対象（国内取引） 14

■消費税の対象取引は買物行為

テーマ2 課税取引（国内取引） 20

■ほとんどの取引は課税される

テーマ3 非課税取引（国内取引） 24

■非課税取引は限定列举

テーマ4 課税標準額（国内取引） 32

■課税標準を構成するのは課税取引

第3章 控除対象仕入税額（原則）

テーマ1 控除対象仕入税額①

40

■支払った消費税は申告書で控除

テーマ2 控除対象仕入税額②

42

■会計とは違う消費税の売上げと仕入れ

■「消費税課否判定」講座は、第1回では、本テキストを使用し、第2回、第3回を「消費税課否判定要覧 第4版」（付属の市販書籍）を使用して、講義いたします。

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和2年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しておりますが、令和3年4月1日現在改正の影響はございません。

テキストの構成

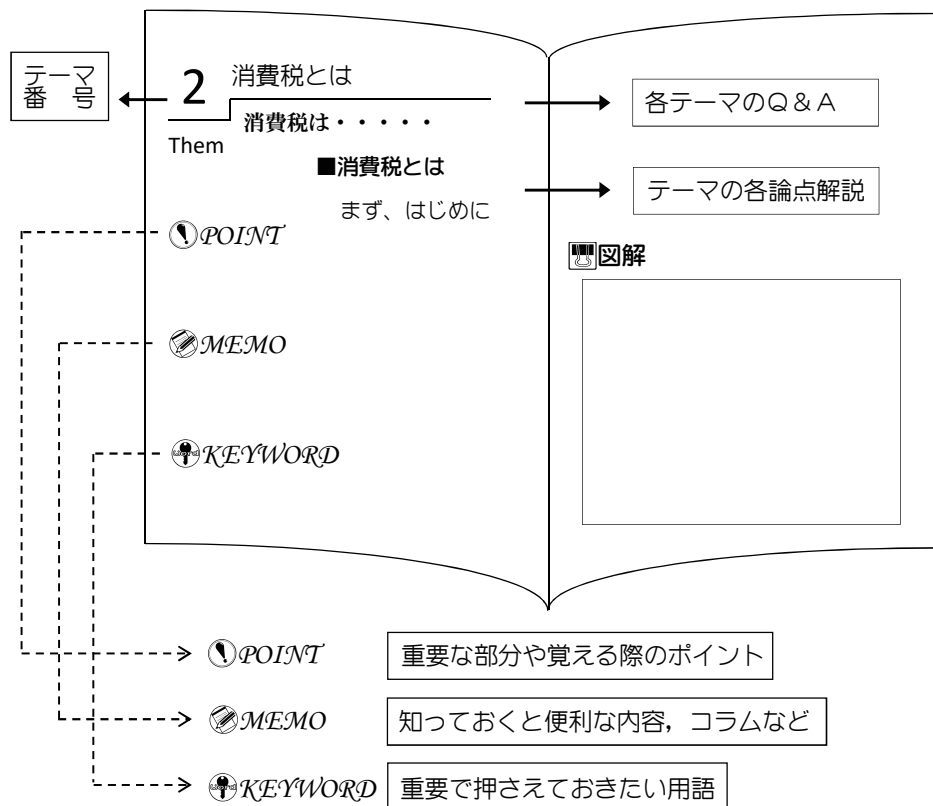
■消費税超入門の学習を始めるにあたって

消費税は、皆さんが日常の買い物をする際に課される最も身近な税金の一つです。

消費税を直接負担しているのは皆さん消費者ですが、実際に国などに納めるのは商品を販売したお店側となります。

本講座では、実務的にも重要な消費税をできるだけ分かりやすく解説し、消費税に関する基礎力を養成します。

📖 レジユメの構成



「消費税課否判定」

第1章 消費税の概要

テーマ1	消費税とは	2
テーマ2	内国消費税とは	4
テーマ3	納税の仕組み（国内取引）	6

1

消費税とは

消費税は一言でいえば買い物税！

Theme

POINT

消費とは

「買い物」の先には必ず「消費行為」が存在する。

「消費」とは、何かを費やし、何かを消す、と書くが、お金を使って何かをする、と考えればよい。

MEMO

導入の経緯

消費税は平成元年に導入され、当初は3%の割合で課税されていたが、その後、平成9年の改正による税率アップを経て5%となり、平成26年4月1日からは8%の割合で課税されている。

「金あるところに税金あり」という諺があるように、国や地方自治体は様々な理由をつけて課税しようとするものである。

消費税は非常に大きな財源として国などにとっても魅力ある商品のひとつなのである。

なお、令和元年10月1日からは税率10%となっている。

■消費税とは何か

まず、はじめに消費税でいうところの消費とは、皆さんが毎日行う「買い物」と考えてみてください。

百貨店で食料や衣料品を買う。書店で本を買う。すべて普通の「買い物」です。

そして、このような「買い物」の先には「消費」という行為が存在します。ご飯を食べる。服を着る。本を読む。すべて広い意味での「消費行為」と呼ぶことができます。

消費税では、これらの「買い物」を「消費」の前提取引と考えて、「買い物」の時点で一律に10%の税を徴収することになっているのです。

■消費税はなぜ課税される

次に、消費税が課税される理由について考えてみましょう。

この理由は単純なもので「買い物」できる人はお金を持っているのだから、購入代金の10%ぐらいは消費税を負担し、財政に協力してください、というものです。

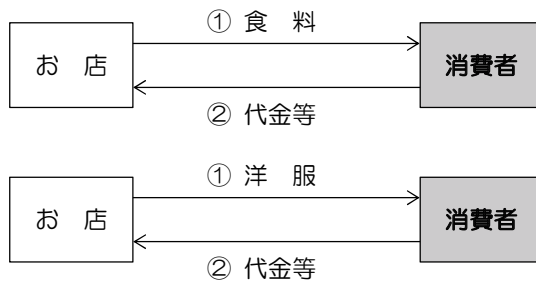
裏を返せば、消費税を負担するのは皆さん消費者一人一人ということにもなるのです。

その結果として、平成元年に消費税が導入されてからは、皆さんは財布からお金を出すたびに消費税を負担していることになるわけです。

消費の具体的な行為

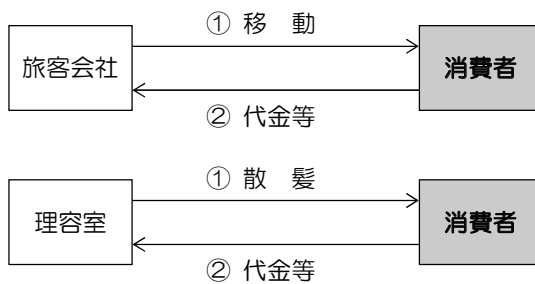
(1) 商品等の消費・使用

皆さんが食料や衣料品などを購入する行為がこれにあたります。



(2) サービスの消費・使用

皆さんが電車に乗ったり、理容室で髪を切ってもらう行為がこれにあたります。



2

Theme

内国消費税とは

内国消費税とは日本で課税される消費税！

KEYWORD

消費地課税主義

消費税は商品等が消費された場所で課税されるわけであるが、このことを特に「消費地課税主義」と呼んでいる。

この考え方に基づき一の物品等に対して国をまたぎ国際的に消費税が重複して課税されることが防止されている。

MEMO

輸出免税等

輸出取引は結果的に消費税が課税されないという点では国外取引と同様であるが、消費税の納税計算にあたり一定の場合には使用されることもある。

■内国消費税の対象とされる取引

内国消費税とは、文字どおり日本国内で課される消費税のことをいうのですが、考え方としては次のようになります。

消費税は前述したとおり「消費」の事実に着目して課税が行われるものですから、**消費された国で、その国の消費税が課税されるべきです。**

具体的に日本で消費が認識される取引については、日本の消費税の対象とされますし、アメリカで消費が認識される取引については、アメリカの消費税の対象とされます。

従って、取引全体を(1)国内取引、(2)国外取引、(3)輸入取引、(4)輸出取引の4つに大別した場合、単純に**日本の消費税が課税されるのは(1)の国内取引と(3)の輸入取引**ということになるわけです（次頁参照）。

なお、本書においては「内国消費税」を以後、「消費税」と記載しています。

■輸出入取引

輸出取引は、最終的な商品等の消費地が海外であることから、日本の消費税は免除することとされており、消費税では特に「免税取引」と呼んでいます。

国際間にわたる取引

